

第6回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 平成29年6月23日（金）午後4時00分

2. 開催の場所 当麻町農業合同事務所 2階 第1会議室

3. 出席する資格を有する委員の総数 12名

4. 出席委員（10名）

1番	阿部 稔	7番	森 正美
2番	野村 敏博	9番	佐々木 康二
3番	富永 学	11番	住田 哲也
4番	伊林 久信	12番	朴谷 和夫
6番	舟山 仁志	13番	氏家 知身

5. 欠席委員（2名）

5番	坂口 啓郎	10番	溝渕 康裕
----	-------	-----	-------

6. 議事日程

議案第22号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について

議案第23号 農業委員会活動の点検・評価結果及び活動計画の策定について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	堤 裕一
事務局次長	室屋 尚弘
事務局係長	佐藤 公紀

8. 会議の概要

開会 16時00分

局長： 全員揃いましたので、ご起立願います。礼

議長： それでは只今より、平成29年第6回農業委員会総会を開会します。

議長： 本日の会議録署名委員は、議席12番、朴谷委員、議席1番、阿部委員にお願いいたします。また、5番、坂口委員、10番、溝渕委員より欠席の連絡がありました。ただいまの出席委員は10名でありまして定足数でございます。

す。局長から本日の議事日程について説明をしてください。

局長： はい、1 ページをお開き願います。本日の議題については、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について、1 件、議案第 23 号、農業委員会活動の点検・評価結果及び活動計画の策定について、及びその他でございます。以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは、議題に入らせていただきます。2 ページをお開き下さい。議案第 22 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について審議致します。1 番について事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第 22 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の転用について許可申請書の提出があったので意見を求める。平成 29 年 6 月 23 日提出、当麻町農業委員会会長名、番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇 〇〇、地番、〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇㎡、農地区分、農用地区域外 1 種農地、契約区分、売買、転用目的、多目的施設の建設、介護施設 1 棟、〇〇〇㎡、通路、〇〇〇.〇㎡、駐車場、〇〇〇.〇㎡、施設管理用地、〇〇〇.〇㎡、で既存施設の拡張であります。本申請地は 3 ページの箇所でございます。今回整備を計画している介護施設 1 棟につきましては、18m×8m、約 44 坪のビニールハウスとされており、リハビリや運動場、一部家庭菜園など多目的に活用する計画となっております。当該施設につきましては、〇〇〇番〇の宅地に隣接する〇〇〇番〇を平成 25 年 3 月、同じく〇〇〇番〇を平成 26 年 7 月に転用し、3 筆合計〇,〇〇〇.〇〇㎡に加えて〇〇〇番〇の〇〇〇㎡を施設用地として転用するものであります。農地法施行規則第 35 条第 1 項第 5 号に該当する、既存施設の拡張で、現状の〇,〇〇〇.〇〇㎡の 2 分の 1 を超えないものに該当することから許可要件を満たしておりますので、転用はやむを得ないと認められます。

議長： 只今 1 番について、事務局より説明がありました。1 種農地から介護用多目的施設に転用する申請であります。この件について何かご質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。1 番の転用申請について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第 22 号、農地法第 5 条の規定に基づく許可申請については、原案のとおり決定をいたしました。許可相当として農業会議へ諮問いたします。続きまして、4 ページの議案第 23 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について審議いたします。事務局より説明をして下さい。

事務局次長： はい、議案第 23 号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について、農地法第 37 条の規定により、審議を求める。平成 29 年 6 月 23 日

提出、当麻町農業委員会会長名、別とじになっております、別紙 1、及び別紙 2 をご覧願います。本件につきましては、昨年 4 月の改正農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたものであります。これまでも、当麻町農業委員会においては、事務局において決裁を行い、町ホームページに公表しておりましたが、昨年の法改正により、法制化されたことから、本年より総会に議案として提出させていただくこととなりました。ご議決いただきましたならば、これまでどおり町ホームページに公開するとともに、農林水産省へ提出することとなっておりますのでよろしくお願い申し上げます。はじめに別紙 1 平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案について、ご説明申し上げます。

I、農業委員会の状況ということで、1 番の農業の概要では、農水省がまとめております「耕地及び作付面積統計」、「農林業センサス」及び「農地の利用状況調査」等に基づき記入することとなっております。また、2 番の農業委員会の現在の体制につきましては、本年 3 月 31 日現在の旧制度における農業委員会委員の構成人数であります。2 ページをご覧願います。II、担い手への農地の利用集積・集約化では、1 番の現状及び課題において、平成 28 年 4 月現在の当麻町内農地の担い手への集積率が 82.3%であることを、2 番、平成 28 年度目標及び実績で、新規に 35ha を集積し、達成状況が 99%になったことを記載しております。3 ページの III では、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進として、2 番の平成 28 年度の目標及び実績で 1 経営体、4ha の新規参入があったことを記載しております。4 ページ、IV の遊休農地に関する措置に関する評価、1 番の現状及び課題で平成 28 年 4 月現在、遊休農地は 0ha となっておりますが、3 番で記載しております、昨年行いました農地パトロールの結果、27 筆、12.7ha が遊休農地として確認されております。5 ページの違反転用への適正な対応については、実績はございません。以降につきましては、農地法 3 条に基づく許可、転用許可及び農業委員会事務に係る処理件数等の実績でございます。続きまして別紙 2 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動計画案についてご説明申し上げます。別紙 2 をご覧願います。I、農業委員会の状況では、1 番、農家・農地等の概要として、先ほどの平成 28 年度の点検・評価と同様、「農林業センサス」等の数値を記入しております。2 番の農業委員会の現在の体制につきましても、本年 4 月 1 日現在の状況で現在の農業委員会委員の構成人数を記入しております。2 ページの II、担い手への農地の利用集積・集約化では、1 番、現状及び課題で、平成 29 年 3 月の集積率が 83.1%であることを、2 番で、平成 29 年度、新規の集積目標を 40ha とすることを記載しております。III、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の 2 番では、参入目標を 1 経営体、1ha に設定しております。続きまして 3 ページ、IV の遊休農地に関する措置では、前年度確認されました 13ha、これは全体農地面積の 0.3%にあたりますが、この 13ha につきまして、早急に解消できるよう、土地所有者に対し働きか

けを行っていくとともに、農地の利用状況調査を実施し、必要な場合はあつせんや利用関係の調整を行うこととしております。Vの違反転用への適正な対応では、違反転用を発生させないよう、農地パトロール等の監視活動を実施することと違反防止のための啓発、調査を行うこととしております。以上、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画案でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長： 只今、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について事務局より説明がありました。今までは事務局対応をしてきた部分がありますが、これからは委員さん方にも計画を見ていただいて活動に取り入れていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。この件についてご意見、ご質問等ありませんか。

各委員： ありません。

議長： それでは無いようですので、採決いたします。議案第23号、農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の策定について原案のとおり決定する事に賛成の委員は挙手をお願いします。

「 全 員 挙 手 」

議長： 賛成全員であります。議案第23号につきましては、原案のとおり決定いたしました。本日の総会に提出した議案は以上であります。全体の審議をとおして質問等ございませんか。

各委員： ありません。

議長： 無いようですので、本日、出席されております関係機関の皆さんから、何かございましたらお願いします。

議長： 農業振興課

農業センター： 特にございませぬ。

議長： 農業センター

農業センター： 農業センターからは田植え作業についてですが、ため池が水不足のため一部の農家で水稻面積が確保できなかったという部分がございます、その事につきましては加工用米で調整した中で主食用の面積の確定をさせていただきます。そして、経営所得安定対策の申請の部分で事務処理を行っていますが、これにつきましては6月30日をめどに申請書を提出するようにしています。続きまして転作の現地確認でございますが、7月5日～7日の3日間の日程で行ってまいりたいと思っております。以上です。

議長： 土地改良区

土地改良区： 特にございませぬ。

議長： 農協

農協： 特にございませぬ。

議長： 共済組合

共済組合： 特にございませぬ。

議長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、内容等についてご質問等

ございませんか。

議長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

事務局係長： ①総会終了後、先ほど行いました転用箇所現地調査の結果について、協議を行いますので、委員のみなさまは引き続きご出席願います。②農業委員の選任についてご報告申し上げます。去る6月21日、水曜日に開会いたしました第2回町議会定例会において、当麻町農業委員会の委員の任命について、議会の同意を賜り、13名の委員が決定いたしましたのでご報告申し上げます。③本日、現委員での最後の総会にあたり、懇親会をご案内させていただいております。この後5時30分から、ながせで行いますので、移動をお願いいたします。以上です。

議長： それでは、次回平成29年7月の農業委員会総会の日程であります。7月25日、火曜日、午後3時から農業委員会総会、選任後初の総会となりますので、引き続き午後5時30分より農業委員会委員と関係機関の懇親会を開催いたします。大変お忙しい時期とは思いますが、新委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をよろしくお願いいたします。

議長： これをもちまして、本日の総会を閉会いたします。

局長： ご起立願います。礼。ご苦労さまでした。

閉会 16時20分